岡山縣神社康

発 行 所

岡山県神社庁 教化委員会 広 報 部

岡山市奥市3-22 T703-8272 TEL.086-270-2122 FAX.086-270-2123 http://www.okayama-jinjacho.or.jp/

穴門山神社の

背にして建つ穴門山神社は、モミ、高い石垣の上、石灰岩の絶壁を ルの社叢に取り囲まれている。 スギ、ケヤキ等約十ヘクタ

> は神功皇后のお手植えとか、船を特に社前の石垣にあるカツラの木 根元から多数分岐し樹勢は旺盛で ある。穴門山神社の社叢は昭和三 つないだ木とか言い伝えられてお 主幹は枯損しているものの、 県指定天然記念物に指定



穴門山神社のカツラの木

川上郡川上町高山市推定樹齢七百年 周囲七.三m、樹高三十

平成十六年 定例協議

において定例協議会が開催され、 六月二十三日午後一時から岡山 に亘って以下の議案が慎重に検討された。 . 県神社庁 長時間

議案第一号

『神社本庁評議員会報告

等が報告された。 当庁の湯浅庁長が就任されること 就任されること、全国理事として 矢田部正巳氏(三嶋大社宮司)が る役員改選が行われ、次期総長に が可決されたこと、任期満了によ た。神社本庁平成十六年度予算案 三原神社本庁評議員が資料をもと に神社本庁評議員会の報告を行っ

議案第二号

動報告 『平成十五年度神宮大麻暦頒布活

された。 から平成十五年度は十六万五千三 井上大麻頒布推進委員会副委員長 八体の増頒布であったことが報告 十四体の頒布であり、 前年比八十

議案第三号

『岡山県神社庁舎建設委員会報告』

状況の説明が、また、福田建設部 笹井募金部長から募金状況、財務

> 調査結果が報告された。 長から旧庁舎の利用問題について

議案第四号

会計歳入歳出予算案 『平成十六年度岡山県神社庁一般

質疑、 る項目にはさらに説明がなされ 説明された。予算案中注意を要す と、災害積立金を拡充することが こと、式年遷宮を考慮に入れるこ ること、委員会活動を活発化する の予算大綱としては健全予算であ 福田財務委員長から平成十六年度 一部の項目の金額に修正が加えら 討論が行われた。その結果 予算書参照 成立した。

『年度内一時借入に関する件』

り入れることを説明した。 から必要額を五百万円を限度に借 るときは、その都度運営資金会計 事務局から予算の運用上必要のあ

改革委員会は規則に付随す

協議員会会議規則、

支部

推進の件』 『平成十六年度神宮大麻暦増頒布

頒布の努力を要請した。 少しであり、 から平成十五年度は、前年度に対 井上大麻頒布推進委員会副委員長 し増頒布といってもその伸び率は 引き続き各神職に増

議案第七号

神社拡大の件 。神社本庁及び神社庁特別寄贈金

た。 も金額の上乗せのお願いがあっ 既に寄贈されている神社について 社数拡大についてのお願い、また 福田財務委員長から特別寄贈金神

|岡山県神社庁規則改正案

昨年の協議員会で提案され、 漢字の使用、文章表現も変更する れている。また、仮名遣い、常用 条文は第十二条・第十三条・第四 改正案が示された。主要なる改正 た中の一つ、岡山県神社庁規則の された改革委員から答申が行われ ため「全文変更」の体裁をとった。 十条であり、第五十一条が追加さ 規則参照 設置

> することで神社庁改革を推し進め を開催し、提出された答申を検討 則が生きること、他の改革案も早 おり、それらが揃ってはじめて規 規則準則 る、との回答があった。 った。執行部からは臨時協議員会 急に検討してほしい旨の提言があ (いずれも案)を示して

ついて』 。神社本庁との改選時期の調整に

期・任期を岡山県神社庁に合わせ の改選時期・任期がずれているの 社庁内各支部の支部長以下の役員 協議員・各委員会委員と岡山県神 で、平成十九年六月末日で改選時 神社庁の役員・協議員・各委員会 神社本庁の役員・評議員と岡山県 で平成十九年六月末日で改選時 と、また、岡山県神社庁の役員・ 委員の改選時期がずれているの ることが議決された。 任期を神社本庁に合わせるこ

その他

『岡山県神社庁役員補欠選挙の件』

るが、後日行われる総代会で選出 現在総代役員が二名退任されてい ことが確認された。 された方を神社庁役員に就任頂く

第97号

▼ 平成15年度岡山県神社庁規程表彰者

以下の方々、支部が4月20日の神社関係者大会において表彰されました。

表彰規程第一条該												
神職の部	津山	湯浅	一則									
	吉備	小原	満寿延	小野	一子	角田	律					
役員・総代の部	岡山	難波	徳久	黒崎	儀一	紙名	_	山脇	章雄			
	倉敷	白神	秀夫	三宅	輝夫	三宅	敏夫					
	津山	久保	耕助	柴田	博	岡本	晄房	牧江	家嗣			
	玉野	宮井	仁士	小橋	甲三	土井	正徳					
	玉島	渡辺	靖二	田野	實	真田	恭					
	玉島	渡辺釒	全三郎									
	児島	合田	繁一	福森	栄	佐藤	栄					
	御津南	谷口	明	長崎	博							
	御津北	実藤	庄一	小林	正二							
	御津東	中村	博明	伊丹	昭二							
	赤磐郡	畑	元義									
	邑久西大寺	末長	昭吾	松本	達雄	中村	公勅	馬場	文男	徳田	昌弘	
	上道西大寺	加藤	英智	山本	勝輝							
	都窪	近藤	秀明									
	浅口郡	鈴木	泰彦	小野	平二	川崎	若歳	三宅	雅司			
	笠岡	宮脇	豪	池田	師補	平河	進					
	小田郡	三宅	立夫	三宅	邦和	大元	幸平	池田	稔			
	井原後月	河合	逸雄	多賀	義光	山田	正	田辺	隆則			
	吉備	小西	確志	吉富	弘志							
	高梁上房	津嶋	史郎									
	川上郡	徳森	勝造	金尾	武士							
	阿新	橋本	壽	才田	照夫							
	勝田	大橋美		国本	知							
	英田	安川		丸山	高志	番能	文郎	渡辺	幾郎			
	久米	三船	文治	森岡	志郎	田村	康男					
表彰規程第三条該	当者											
= : :::	大月 勇											
	矢谷 茂雄											
神宮大麻頒布優良												
津山支部	児島支部	御津南	有支部	赤磐	『支部	阿新	支部	英田支	支部			

実 施 日	研 修 名	日数	場所	受講料	申込先
7月26日(月)	雅楽研修会(龍笛の部)	1 🗆	新見市高尾 國司神社	1,300円	阿新支部
7月27日(以)	雅楽研修会(篳篥の部)	1 🗆	新見市高尾 國司神社	1,300円	阿新支部
7月31日(土)~8月1日(日)	浦安の舞研修会	2日	上房郡賀陽町 上竹荘公民館	2,000円	高梁上房支部
8月17日(火)~18日(水)	浦安の舞研修会	2日	新見市新見 船川八幡宮	1,300円	阿新支部
8月18日(水)	教養研修会(気学·方位学)	1 🗆	岡山市吉備津 吉備津神社参集殿	2,000円	吉備支部
8月21日(土)	祭式研修会	1 🗆	新見市新見 國司神社	1,300円	阿新支部
8月22日(日)	祭式研修会	1日	川上郡成羽町下原 成羽総合福祉センター	2,000円	川上郡支部
9月16日(水)	祭式研修会	1日	岡山市奥市 岡山県神社庁 神殿	3,000円	神青協

平成16年度

岡山県神社庁 一般会計予算

平成16年7月1日~平成17年6月30日

歳入総額 歳出総額 121,297,840円也 121,297,840円也

歳入の部

成人の引				
科 目		本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
I神饌及幣帛	料	1,050,000	1,050,000	0
1本 庁	幣	600,000	600,000	0
2 神饌及初穂	料	450,000	450,000	0
Ⅱ財 産 収	入	25,000	25,000	0
1 基本財産収	入	25,000	25,000	0
■負 担	金	36,920,000	36,920,000	0
1神社負担	金	25,844,000	25,844,000	0
2神職負担	金	9,230,000	9,230,000	0
3支部負担	金	1,846,000	1,846,000	0
Ⅳ交 付	金	67,795,000	67,495,000	300,000
1本庁交付:	金	1,200,000	1,000,000	200,000
2 神宮神徳宣揚費交付	全	66,300,000	66,200,000	100,000
3本庁補助	金	295,000	295,000	0
V寄 付	金	4,137,840	3,100,000	1,037,840
1 神社特別寄贈	金	3,000,000	3,000,000	0
2寄 付	金	150,000	100,000	50,000
3指定寄付	金	987,840	0	987,840
VI諸 収	入	2,870,000	2,770,000	100,000
1表 彰	金	50,000	50,000	0
2預金利	子	20,000	20,000	0
3 申請料・任命	料	2,100,000	2,000,000	100,000
4 雑 収	入	700,000	700,000	0
VII繰 入	金	2,500,000	2,500,000	0
1繰 入	金	2,500,000	2,500,000	0
当期歳入合計		115,297,840	113,860,000	1,437,840
前期繰越金		6,000,000	6,000,000	0
			(7,571,170)	(△1,571,170)
歳入合計		121,297,840	119,860,000	1,437,840
			(121,431,170)	(△133,330)

歳出の部

	科	H		本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
I	幣	帛	料	3,000,000	2,600,000	400,000
	1 本	庁	幣	2,300,000	2,300,000	0
	2神	社 庁	幣	700,000	300,000	400,000
П	神	事	費	300,000	300,000	0

	科	目		本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
	1神殿奉		費	300,000	300,000	0
ш		局	費	29,259,000	32,891,000	△3,632,000
"	THE 424 /		д	23,233,000	(33,297,000)	
	1 表彰並び	- 従士	一步	700,000	550,000	150,000
	(1各種:			500,000	400,000	100,000
		_				
		_	費)	200,000	150,000	50,000
	2会 静 3 役員関		費	300,000	220,000	80,000
	3 仅 貝 医	排除	貝	1,570,000	1,494,000	76,000
	/ 1 4Th FI	±Π	3011	1 100 000	(1,570,000)	(0)
	(1役員	戦	西州)	1,100,000	1,044,000	56,000
	/ a M 75-7-	enn M	c :## \		(1,100,000)	(0)
	(2教誨師	_	_	250,000	250,000	0
	(3視察			100,000	100,000	0
	(4地区会	議関係	系費)	120,000	100,000	20,000
					(120,000)	(0)
	4 給料及び福	利厚	生費	16,639,000	18,967,000	△2,328,000
	(1給		料)	9,073,000	10,657,000	△1,584,000
	(2諸	手	当)	5,366,000	5,960,000	△594,000
	(3各種)	保険	料)	2,100,000	2,200,000	△100,000
	(4職員)	厚生	費)	100,000	150,000	△50,000
	5庁		費	5,400,000	7,010,000	△1,610,000
					(7,340,000)	(△1,940,000)
	(1備)	品	費)	250,000	180,000	70,000
	(2図書	印刷	費)	400,000	580,000	△180,000
					(680,000)	(△280,000)
	(3消耗	品	費)	850,000	1,350,000	△500,000
	(4 水道	光熱	費)	1,300,000	2,500,000	△1,200,000
					(1,500,000)	(△200,000)
	(5通信)	運搬	費)	1,300,000	1,200,000	100,000
					(1,300,000)	(0)
	(6傭)	人	費)	1,200,000	1,100,000	100,000
					(2,230,000)	(△1,030,000)
	(7雑		費)	100,000	100,000	0
	6交 腐	Ę	費	600,000	600,000	0
	7旅		費	3,400,000	3,100,000	300,000
	8 管 理	į.	費	650,000	950,000	△300,000
IV	指導獎	励	費	7,020,000	5,920,000	1,100,000
L					(5,970,000)	(1,050,000)
	1教化事	業	費	2,800,000	3,250,000	△450,000
	2青少年	対策	費	300,000	100,000	200,000
	3 神社庁研	修所	f費	1,050,000	1,000,000	50,000
					(1,050,000)	(0)
	(1研 1	修	費)	700,000	700,000	0
	(2研修	奨励	費)	350,000	300,000	50,000
					(350,000)	(0)
_						

г				
	科目	本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
	4祭祀研究費	650,000	200,000	450,000
	5各種補助金	2,220,000	1,370,000	850,000
	(1神青協補助金)	500,000	500,000	0
	(2氏青協補助金)	50,000	50,000	0
	(3 県教神協補助金)	50,000	50,000	0
	(4 女子神職会補助金)	150,000	150,000	0
	(5 県敬婦連補助金)	50,000	50,000	0
	(6神楽部補助金)	70,000	70,000	0
	(7 作州神楽補助金)	20,000	20,000	0
	(8 支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
	(9 神宮大祭派遣補助金)	30,000	30,000	0
	(10 神職養成補助金)	200,000	0	200,000
	(11 地区大会援助金)	900,000	250,000	650,000
V	各種積立金	9,687,840	6,700,000	2,987,840
	1 職員退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0
	2 役員退任慰労金積立金	200,000	200,000	0
	3 庁舎建設資金積立金	2,500,000	3,000,000	△500,000
	4 次期式年遷宮準備金	5,000,000	2,500,000	2,500,000
	5 災害見舞積立金	987,840	0	987,840
VI	神社関係者大会費	600,000	600,000	0
	1 神社関係者大会費	600,000	600,000	0
VII	負 担 金	22,059,000	22,059,000	0
	1 本庁災害慰謝負担金	55,000	55,000	0
	2本庁負担金	5,500,000	5,500,000	0
	3 本庁特別納付金	13,550,000	13,550,000	0
	4 支部負担金報奨費	2,954,000	2,954,000	0
VIII	渉 外 費	480,000	480,000	0
	1 友好団体関係費	180,000	180,000	0
	2時局対策費	200,000	100,000	100,000
	3同和対策費	100,000	100,000	0
	4 神政連関係費	0	100,000	△100,000
IX	支部関係費	34,640,000	34,590,000	50,000
Х	大麻頒布事業関係費	7,500,000	7,100,000	400,000
	1 大麻頒布推進費	950,000	800,000	150,000
	2 頒布事務費	750,000	750,000	0
	3 頒布事業奨励費	5,800,000	5,550,000	250,000
XI	予 備 費	6,752,000	6,620,000	132,000
			(6,435,170)	(316,830)
	当期歳出合計	121,297,840	119,860,000	1,437,840
L			(120,131,170)	(1,166,670)
	次期繰越金	0	0	0
			(1,300,000)	(△1,300,000)
	歳出合計	121,297,840	119,860,000	1,437,840
1			(121,431,170)	(△133,330)

※款内流用を認める

※表中の () 内は補正予算額

※増減(△)は、予算額が前年度予算額に比し、減額である場合△で表示する。

回帰しよう!神話から神武肇国への壮大な国史

神道講演会(講師出雲井晶先生) を要約しました。 平成十六年三月に行われました

..................

や出雲の四季の風景のすばらしさ 来なくなってしまいました。その ました。このことがもとで作家と を息子達に手紙で伝えることにし ため、学校教育では教えない神話 をするため息子達の教育が充分出 なり度々講演もさせていただきま 私は母が病気になり、その世話

の日本神話はすばらしいもので、 れた伝承をもとに書かれた古事記 の冴えた直感で語られ、語り継が 澄んで直感が冴えていました。そ 下さっているのです。祖先は偉大 とを遠い遠いご先祖様が発見して 幸せの魂を持って生まれているこ を見てください。心の底では皆さ であり、大自然と融けあって心が ん幸せを願っています。これは、 さて、皆さん一度自分の心の中

> くなっています。 近は悪いニュースが多く社会も悪 使うと悪いことが起こります。 と良いことが起こり、悪い言葉を められています。良い言葉を使う ただきたいと思います。日本神話 と言っています。ですから、 神話を教えない民族は滅びている トインビーは、十三才までに国の イギリスの歴史学者アーノルド・ 出だしは文学性の高いものです。 と絶賛しています。特に神代巻の シャワ大学のポトンスキー教授 には言霊があり、沢山の真理が込 子供や孫に日本の神話を教えてい 人類最高の神話であります。 日本神話を超える神話はない 是非 最

としました。神話が教えられなく 強かった日本人を弱体化させよう めの方策であり、そうすることで カの脅威にならないようにするた なりました。これは連合軍アメリ は神話を教えてはいけないことに 昭和二十年、 神道指令で日本で

ワル 無し草になっ 日本人は正に であるとし すが、これは を教えていま インの進化論 校ではダーウ た。今日も学 てしまいまし 魂を失って根 基盤を失った なって精神的 人の先祖は猿

ます。 否定し、獣の権利を教えられてい されていることにだれもかわいそ きながら病気を治すこともなく殺 近の牛や鶏さんの受難ですが、 心がうすらいでいます。例えば最 方から多くの非行少年を作り出 なくなっています。物中心の考え 分のことや国の将来のことが見え て、 神さまを あるいはかわいそうだと思う 物を作ることに専心し、

い帰しようま神話から神武学国一の祖大な国史 調 你不可不要 出去外 的 年

講演をする出雲井晶先生(於 鴻八幡宮)

うだといわないのです。 思います。 を忘れて人間のエゴ、傲慢になっ ていることに警鐘しているのだと 感謝の心

自

に話しをしていたら世界の情勢は で解決するようにアメリカ大統領 が教えている和の心で、話し合 をしていれば、あるいは日本神話 相が正しく日本神話や歴史の認識 イラク戦争が起こった時小泉首

変わっていたでしょう。もう神道指令はないのですから洗脳を解いて、偏向教育から立ち返るべきです。今日アメリカでは進化論を共す。今日アメリカでは進化論を共対えないようにする運動があちこちとおこっています。

自分とはいかなるものなのか。自分とはいかなるものなのか。日本神話にはキチンと書かれてい日本神話にはキチンと書かれていたしてそれを運行し、無限の生命を与えて下さる神がずっと居られ、いま確かに生きて生かされている。全てを許す神、慈愛の懐でれ、いま確かに生きて生かされている。全てを許す神、慈愛の懐でれる。全てを許す神、慈愛の懐ではきている。目に見える世界が重なり合っていることをご先祖さまは教えておらることをご先祖さまは教えておられます。

もう一つは天皇さまを中心にして生きてゆくことが正しい日本のて生きてゆくことが正しい日本の界に二百国弱がある中に血統のつ界に二百国弱がある中に血統のつながっている国家は百二十五代続ながっている国家は百二十五代続いてののNAが皆さんの中であり、そのDNAが皆さんの中に続いています。

とを直感で感じとっていました。れてあり、地球が自転しているこノコロ島を御生みになったと書か」国生みの神話では二柱の神がオ

です。 に命じられ、天孫降臨となったの をこの世に再現するように皇孫命 その天照大神は神の世と同じもの マルの玉をお授けになりました。 ので高天原を統治するようにミス した。立派な神様が生まれられた らす光の中に天照大神が生まれま て禊をされた時に世の隅々まで照 命に助けられて蘇えります。 世界を見て逃げて帰る時に果物の 国へ行き、見てはいけない死後の なられます。イザナギノ命は黄泉 そして次々と神様をお生みにな 火の神をお生みになって亡く そし

ことを漏れ聞いております。 分の命と引き換えに国民を救った マッカーサーと対談された時、 戦争に反対された昭和天皇さま、 なかったと思います。 早く終戦になり戦争の犠牲者も少 のでしょう。 して言われることを聞かなかった いておられる政治家や軍人がどう 神のような心であられました。 されておられ、お心は私心のない 昭和天皇さまは神話をよく理解 聞いておればもっと 戦中戦後と つ 自

思います。

思います。

私たちは、ご先祖さまから伝え

なれた日本神話を伝承してゆかな

なれた日本神話を伝承してゆかな

練習を重ねることで恐怖心を

一者一芸

この道と究める

第六回

おは、
おは、
おいますの
がおり、
若葉の
が目に
がいる



稽古を行う日野氏

段だそうである。皇學館大学卒業 は初段、中学校で始めた空手は四 日野正彦宮司 がら静かに語られるが、何かただ のこと。お煎茶を点てて下さりな たすら指導にあたってこられたと 会を設立し、以後二十三年間、 のである。早速お会いして社務所 んと極真空手の使い手 でお話を伺う 日野宮司は小学校で始めた剣道 帰郷と同時に日本空手道永和 (四十五歳)は、 (師範) な ひ な

と、子供達が身をもって痛みを知 世代に伝えることが楽しみだそう 現在は、 名の生徒に空手を教えておられ 伝えていきたいかとお聞きする である。どの様なことを子供達に かつて一生懸命やったことを次の すればするほど、かえってその実 けんか空手とか異端、 と言われ、門人は大山倍達館 きすると、この流派は「実践空手」 る。極真空手を選んだ理由をお聞 校一年生のご長女を始め、 ならぬ気迫が感じられる。 を得ようと練習に励んだという。 力に誇りと信念を持ち、 「強い空手」に魅せられ、 神社の参道横に道場があり、 中学校三年生のご長男と中学 強くなることより自分が 邪道と批難 更なる力 周りが 約五十 長の 現

第六回

幡神社

(7)

(一五三六年・室町時代後期) と

個人的には「努力なしの成果なし」 ると、空手では「継続は力なり」、 こと、 はり、と感服した次第であった。 との事。広い境内、実に清々しく 徒の大会実績もかなりレベルが高 熱情を持っておられるご様子。 乗り越えて、 整備されている様子も浮かび、や 深め目標を持つこと、と答えられ ちなみに座右の銘をお伺いす より広い世界を知り、 厳しさと同時に誠実で 又 大会等で対戦すること 見識を 一途な 生

体力、精神力を養う

こだ わ ŋ \mathcal{O}

草地秀育宮司)である 今回訪れる神社は、通称鹿田八 八幡神社の勧請は、 (真庭郡落合町大字鹿田 天文五年

経て、 であった。 工・福島弘泰氏に依頼すること、 用いること、氏子でもある宮大 秘策は、神社林材木を建築用材に るだけ少なくするために取られた て氏子(一八五戸)の負担をでき びとなった。本殿の改築にあたっ 第一回建設委員会を立ち上げる運 成十三年にようやく気運が高まり っては消えを繰り返していた。 十年程前より改築の話が持ち上が 伝えられ、 社殿の傷みがはげしく、 爾来四七〇年の歳月を 平

業となった。 を執り行うまで、 を斎行し、平成十五年十月奉祝祭 山入祭、十二月製材始祭、 十月には事業報告事始祭、 うに要所で厳格に行われた。 祭典は、草地宮司の性格を表すよ 事業の進行にあわせ斎行される 正味二年間の事 斧始祭 十一月 同年

こと、 杉等の木材が神社林で調達できた も三から四倍はするところ。桧 築費用が一○三三万というのは破 た。草地宮司のお話では、本殿改 以上の寄進が集まり、無事竣工し う事で募金を始めたところ、目標 予算一五〇〇万、氏子一戸当り五 万円以上、目標一〇三〇万円とい 総工費一〇三三万、諸経費含め 地元のこだわりの職人であ 他で見積もったら少なくと

> の事である 頼できたことがとてもよかったと る宮大工の方に大工工事のみでな 全建設事業の監督、 施工を依

三年十月に改築した拝殿と接続さ 唐破風、千鳥破風付き。 本殿は一間社流れ造り、正面軒 木の香も清々しく端正な佇ま 昭和六十

ろう。

にその工夫が生かされている。 された長期的展望に立った創意と

られるとの事。実力のある宮司と もと益々御神徳が広がることであ 心厚い氏子との息の合った連携の 行動力にあふれ、社殿のあちこち 次は社務所の改築を計画してお

絶句。 とってはまさ に桧や杉が無 るなんて、 である。 格調高い社殿 といい、実に に垂涎の思い い県南の者に 千万ででき この社殿が 神社林

色 である。 実績に裏打ち ある宮司は 町会議員でも 庭郡落合町の れたとか。真 に自ら参加さ 導のもと工事 福島棟梁の指]々な経験 草地宮司は



改築された鹿田八幡神社御本殿

岡山県神社庁」 規則

文変更する。 ?山県神社庁規則を次のように全

則

ことを目的とする。 指揮を受けて神社本庁の事務を行う る神社本庁に属する神社の祭神を奉 豊受大神、並びに岡山県内に所在す 第三条 本神社庁は、天照皇大神 岡山市奥市参番弐拾弐号に置く。 社庁」という)の事務所は、岡山県 その他の業務及び事業並びに統理の 庁の目的を達成するための財産管理 要な諸方策を実施し、その他本神社 職の共同の利益を増進するために必 を宣布し、祭祀を執行し、斯の道を 斎し、礼拝の施設を備え、神社神道 内に所在する神社の興隆を図り、神 信奉する者を教化育成し、併せて県

体は、宗教法人「神社本庁」とする。 第四条 本神社庁を包括する宗教団 神社庁庁報に掲載する。 第五条 本神社庁の公告は、 岡山県

機 関

の他の責任役員を副庁長、又は理事 第六条 とする。代表役員を庁長といい、其 人を置き、そのうち一人を代表役員 本神社庁に、責任役員十二

又は仮責任役員は、

役員会で選任す

といい、その定数は次の通りとする。 庁長一人 副庁長二人 理事

員が招集する。 事務を決定する。役員会は、代表役 負い、本神社庁の維持運営に関する は、役員会を組織し、共同の責任を 職務を行う。庁長、副庁長及び理事 けたるときは、庁長に代って、その け、庁長に事故があるとき、又は欠 務を総理する。副庁長は、庁長を助 庁長は本神社庁を代表し、その事

第二条 岡山県神社庁(以下「本神 あって、「岡山県神社庁」という。 第一条 この神社庁は、宗教法人で

監事は、本神社庁の財務を監査する。 事は協議員会で選任する。 第八条 庁長、副庁長、理事及び監 第七条 本神社庁に監事二人を置く。

の残任期間とする。 する。但し、補欠者の任期は前任者 前項に規定する者の任期は三年と

を行う。代務者は、代務者を置くべ 又は仮責任役員を置く。仮代表役員 宗教法人法第二十一条第一項又は第 第十条 代表役員又は責任役員が、 き事由が止んだ時は、当然退任する。 任役員の代務者は、責任役員の職務 務者は、代表役員の職務を行い、責 の代務者を選任する。代表役員の代 に該当する時は、役員会で当該役員 宗教法人法第二十条第一項各号の一 第九条 代表役員又は責任役員が、 就任する時までなおその職務を行う。 一項に該当するときは、仮代表役員 第一項に規定する者は、後任者が

長として事務を掌理する。主事以下 の具申により統理が行い、主事以下 事及び録事各々若干人、その他の職第十一条 本神社庁に参事一人、主 第十一条 本神社庁に参事一人、 議決権を有しない。 は、上長の命を受けて事務に従事す の進退は庁長が行う。 庁長が定める。参事の進退は、庁長 員を置く。主事以下の職員の定数は、 参事は、庁長の命を受けて事務局

第十二条 本神社庁に、顧問及び参

て意見を述べることができる。 問に応じ、参与は、重要事案につい 問は、重要事案について、庁長の諮 及び参与の任期は、三年とする。顧 り、神社本庁統理が委嘱する。顧問 顧問及び参与は、庁長の具申によ

く。協議員会は次の協議員で組織す 第十三条 本神社庁に協議員会を置

1、支部長の職にある者

2、管内神職中から庁長が指名した 3、神職以外の神社の役員又はその

氏名を記した承諾書を庁長に提出し 他の者の内から庁長が指名した者 協議員に選出された者は、職及び 十七人

た職を退いたときは、 協議員は、前項の承諾書に記載し 協議員を失格

る。この場合前項に該当する者

第十五条

協議員会は、その権限

与各々若干人を置くことが出来る。

された場合は、副支部長の職にあ 但し、支部長が役員、監事に選任

なければならない。

残任期間とする。 る。補欠協議員の任期は、前任者の 第十四条 協議員の任期は三年とす

規則を定め、且つ、秩序を乱した者 運営、手続及び内部の規律に関する 第十六条 協議員会は、その会議の 一部を役員会に委任することができ

が招集する。 第十七条 協議員会の定例会は毎年 を懲罰することができる。 一回、臨時会は必要ある場合に庁長

副議長一人を置く。議長及び副議長 議員の任期による。 は、協議員が互選し、 第十八条 協議員会に議長一人及び その任期は協

が議長の職務を行う。 を行う。議長及び副議長共に事故が 長に事故があるときは、議長の職務 協議員会を代表する。副議長は、 持し、議事を整理し、事務を処理し、 第十九条 議長は、議場の秩序を保 あるとき又は欠けたるときは、庁長 議

ときは、議長の決するところによる。 但し、この規則の変更については、 協議員の過半数で決し、可否同数の 第二十条 協議員会の議事は、出席 三分の二以上の賛成を必要とする。

財産管理その他の財務

の基根となる財産を、 産とは、不動産其の他本神社庁永続 殊財産及び普通財産とする。基本財 第二十一条 財産は、基本財産、 特殊財産とは、 特

並びに一般の収入をいう。 産以外の財産、財産から生ずる果実普通財産とは、基本財産及び特殊財 特殊の目的をもって蓄積する財産を、 第二十二条 基本財産及び特殊財産

除訂正をしなければならない。 その増減があったときは遅滞なく加 ればならない。 前項の財産は、財産台帳に登録し、

支出を必要とし、負債を償還し、そ ができない。但し、止むを得ない事 第二十三条 基本財産及び特殊財産 会の議決を経て起債することができ の他特に必要があるときは、協議員 第二十四条 永久の利益となるべき 議決を経たときは、この限りでない。 由がある場合において、協議員会の は、処分し、又は担保に供すること

第二十七条 経費は、負担金、寄付 日に始り翌年六月三十日に終る。 ればならない。 第二十五条 当該会計年度内の収入 第二十六条 会計年度は毎年七月一 関しては、協議員会の議決を経なけ で償還する一時の借入以外の借入に

第二十八条 必要があるときは協議 金、財産から生ずる果実その他の収 ることができる。 員会の議決を経て、 入をもって支弁する。 特別会計を設け

議決を経なければならない。 は予算に編入しなければならない。 第二十九条 一切の収入を歳入とし、 一切の支出を歳出とし、歳入、歳出 予算及びその補正は、協議員会の

(9)

てはこの限りでない。 部に分ける。但し、特別会計につい 第三十条 予算は、経常部及び臨時

ついては、この限りでない。 予備費を設ける。但し、特別会計に 出又は予算超過の支出に充てるため、 第三十一条 予算には、予算外の支

の設定は、協議員会の議決を経なけ

きる。 要があるときは、基本財産の一部繰 替使用又は一時借入をすることがで 第三十二条 予算内の現金支出上必

ければならない。 会計年度内の収入をもって償還しな 前項の繰替金又は借入金は、当該

第三十六条 決算及び財産目録は、 により作成しなければならない。 度終了後三月以内に、前年度末現在 第三十五条 財産目録は、毎会計年 きはこれを翌年度の歳入に繰入れる。 第三十四条 歳計に剰余を生じたと 月以内に完整しなければならない。 これに関する事務は、その閉鎖後三 その年度終了時現在をもって閉鎖し、 第三十三条 当該会計年度の出納は、

第四章 支 部

協議員会に報告しなければならない

を生じた場合は、補欠選任を行い、 副支部長の任期は三年とする。欠員 び副支部長一人を置く。支部長及び 部若干を設け、支部に支部長一人及 その任期は、前任者の残任期間とす 第三十七条 本神社庁は、管内に支

第三十八条 支部長は、支部を統轄 且つ代表する。副支部長は、支

> き、又は欠けたときは、その職務を 部長を助け、支部長に事故があると

をもって支弁する。 神社の負担金、寄付金その他の収入 第三十九条 支部の経費は、支部内

する。 を定め、庁長の承認をうけるものと 第四十条 支部は、当該支部の規則

の議決を経て、支部長に代り、当該 第四十一条 招集することができる。 支部の神職及び神社の役員の総会を 必要があると認めたときは、役員会 庁長は、支部の運営上

第五章

第四十二条 必要な図書及び物品販売の事業を行 達成に資するために祭祀及び教化に 本神社庁は、その目的

第四十三条 に必要な職員を置く。 前条の事業を行うため

議を経るものとする。 し、重要事項については、役員会の 業は、代表役員が管理運営する。但 第四十四条 第四十二条に定める事

益は、一般会計に繰入れ本神社庁の 費用に充当する。 第四十六条 この事業から生じた収 分し、特別会計とする。 業に関する会計は、他の会計から区 第四十五条 第四十二条に定める事

この事業の管理運営について必要な 第四十八条 この事業に関する決算 事項は、役員会において定める。 第四十七条 前四条に定める以外、

> この事業に関する財産目録を作成し、 には、 添付するものとする。 損益計算書、 貸借対照表及び

第六章 補 則

ならない。 を経て、統理の承認を受けなければ 行為をするときは、協議員会の議決 第四十九条 本神社庁が次に掲げる

2、解散すること。 1、この規則を変更すること。

3、境内神社を創立し又は廃祀する

ことについては、 ところによる。 第五十条 この規則で明らかでな 神社本庁で定める

本庁の指示を経て処理する。 について疑義を生じたときは、 この規則の適用及び神社庁の運営

要な事項は、規程で定める。 第五十一条 本規則の施行に関し必

付 則

規定は平成十七年一月一日から施行 第十三条第一項第一号及び第三号の 証書の交付を受けた日(平成 この規則の変更は岡山県知事の認 日 から施行する。但し、 年

議員は、この変更した規則に従って 就任したものとみなす。 従前の規定により現に存在する協

までとする。 員の任期は、 この変更した規則施行当初の協 平成十八年六月三十

特殊神事部会報告

岡山県神社庁祭祀委員会特殊神事部

岡山県神社庁祭祀委員会特殊神事部は、長年、開店休業状態にあったが、この度ようやく動き始めることになった。祭祀委員会規程第三条により、「特殊神事に関する事項」という「民間神事に関する事項」という全く異なる分野について調査研究にあたろうとしている。

民間神事について

取り組み方が難しい。人々の日常 ものが民間における信仰の基層部 淆の信仰も多く、修験道や陰陽道 しい。民間には古くからの神仏混 研究の対象分野が広汎多岐にわた 教系の信仰は措いて取り組むこと 民間信仰―民間に伝承されている ばであるが、神道や神社に関わる 生活全般にわたって断片的、 をなしており、興味深くはあるが ものなど、どうするか。こうした に関わるもの、 にしたい。しかし、現実には調査 信仰―のことであろうと考え、 民間神事とはなじみのないこと その分野を限定することは難 稲荷信仰に関する 仏

系的に存在する。それを県下全域にわたって網羅する調査は容易なにわたって網羅する調査は容易なとき方や精神構造を知る上でも重生き方や精神構造を知る上でも重性の課題であるが、短期間で民間後の課題であるが、短期間で民間であるが、短期間で民間であるが、短期間で民間があるが、短期間で民間があるが、短期間で民間がある。

たとえば、県下全体を対象とするなら、どの地域にはどのような信仰が広がっているか、その分布を知ること、ぼんの一、二例に信を知ること、町村単位の地域に限定体について信仰内容の実態を調査して、民間信仰全体について信のとなど、早かとすること、可付単位の地域にはどの分布について信仰内容の実態を調査して、民間信仰全体についてはいるか、その分布はいるが、との地域にはどのようなる。

特殊神事について

これを調査研究することの意味って行われる神事である。の神社特有の祭式次第・作法によの神社特有の祭式次第・作法によいで行われる神事である。

述べている。「1、神社の崇敬 る必要があるかもしれない。 あるいは観光協会を啓蒙・指導す 態を認識した上で、氏子や崇敬者 の特殊神事の本来の姿、現在の実 いずれの場合も、それぞれの神社 いる、といった点をあげている。 光協会などが保存・宣伝に努めて 方経済資源」、「5、観光資源」 いう見地から、あるいは「4、 また「3、無形文化財」 統」を保持するために必要である。 上これを維持し、「2、 識と基礎問題』の中で次のように いう観点から、地方公共団体や観 小野祖教氏は『神道の基礎知 一の保存と 祭祀の伝 _ ح 地

化した社会情勢がある。 はした社会情勢がある。特殊あって、よほど努力しなければ継あって、よほど努力しなければ継あって、よほど努力しなければ継続できない現実がある。特殊をできない。

昭和二十年の敗戦による価値観の変化がある。日本の美しい伝統おうとした。その時置き去られたおうとした。その時置き去られたおのがあるだろう。経済的困窮のものがあるだろう。経済的困窮のものもあろう。

方で、農山村が過疎になった。青長期は、豊かな日本を現出した一昭和三十年代後半の高度経済成

これではまだ網羅しているとはい

ーカルカラーを稀薄にした。の普及は全国画一化を促進し、口の普及は全国画一化を促進し、口維持できなくなった。テレビなどは、伝統的な祭り(特殊神事)がは、伝統的な祭り(特殊神事)が

を与えるために助成金を出そうと を与えるために助成金を出そうと しても、後継者がいないため、先 の見通しがたたないという地域も ある。

今までの記録

御神事、 る神社一三七社、一九一件である。 収録。そのうち特殊神事ありとす 五十六年四月刊の県神社庁編 とりあげて紹介されている。 定されたような有名な特殊神事は 化誌の類にも民俗無形文化財に指 てある。各出版社から出された文 津彦神社の御斗代神事がとりあげ 社の御例祭として御田植祭、 社の春季大祭、秋季大祭、 したもので、岡山県では吉備津神 山県神社誌』は県下一六二六社を 五輯がある。これは全国を対象と 行した『官国幣社特殊神事調』 古くは昭和十六年、神祇院が発 安仁神社の当屋祭、吉備 中山神 昭和

い難い。

これからのこと

廃れたのかということも含んでい 神事が、いつ頃、どういう理由で われていたものなら、どのような いう現状だけではない。かつて行 現在どのように行われているかと び、民間神事の実態をも把握した 機会に広く県下の特殊神事およ いと考えている。実態というのは 祭祀委員会特殊神事部は、この

である。 年々繰り返して維持継承されてい あると思う。特殊神事と思わずに よって継承されている特殊神事が りではないけれど、地域の人々に 思われる。有名ではない、大がか 時代の変化に即応する工夫をしな 心に、神事を支える人々がいる。 る神事をも記録しておきたいもの がら継承されているものは多いと いる神事もあるが、まだ神職を中 既に廃れて忘れられようとして

究にご協力いただきたく、 くださり、 かりてお願い致します。 民間神事を含めて関心をお寄せ 特殊神事部会の調査研

について、です。 次回は「吉川八幡宮の当番祭

了していました。そのなかの山口県 修会の四日間を含む)の研修を修 てみると、四十五日間(初任神職研 ど紛失しているようですが)、数え 山口県、島根県と(記憶では二枚ほ 山県、神社本庁、広島県、鳥取県、

河田味希

六十二年東京都の神務実習修了、 昭和六十二年講習証書一枚、昭和 結婚後本格的に平成三年から、岡 た。昭和六十一年講習証書一枚、 研修ファイルを手にとってみまし たくなって、本棚にしまってあった か、ふと今までの研修歴を見てみ 参加させていただきました。なぜ ■ 区社頭講演研修会に、突然 $\dot{\Box}$ 一県で開催された、中 国 地

臓が飛び出そうでした。

同時に大変緊張いたしました。 とは、なかなか味わえない良い経 けに、今年五月に中国地区社頭講 も同行させていただき、山口県内 最後の発表ということになり、心 なったのですが、私は二日目の一番 分達のテーマで発表できることに た。無理をお願いしてそのまま自 山県神社庁からテーマは自由と聞 験で、とても嬉しかったのですが、 演研修会に行かせていただいたこ 心に取り組む姿に感動していただ るという精神、そして何事にも熱 会の方々の何事にもとことん頑張 達、巫女さん達、そして雅楽同好 ただきました。山口県の神職さん での雅楽の研修会に参加させてい 六月に、山田貫助先生に図々しく した。特にここ最近では、 子神職会でもお世話になってい においては、神道青年協議会や女 マは「式年遷宮」と決まっていまし いて行ったのですが、なんと、テー 岡 ま

されています。ファイルを繰りな 思い出しました。皆さん、和歌を ながらも和歌を二首詠んだことを 中央研修会に参加して、下手くそ がら、平成九年に行われた神青協 さん達は、お国柄か、和歌も勉強 とても上手に、社頭講演に取り入 ご存知のように、山口県の神職

> 感心させられました。 れておられます。そんなことにも

研修会の四十七日目の修了証をフ 私の大切な宝物である今回頂戴し も頑張ります。そう誓って、私は、 進歩させられるように、これから 聞かせる為の講録作り。少しずつ 何より一番だと、改めて思いまし きたのでしょうか? ちょっぴり 会で、今まで一体何を身につけて どれをとっても、まだまだの私で ド、口調や声の大きさ、等々…。 リ包まれてしまっていたのです。 まっていました。いつのまにか子供 空気を吸い、講演が始まる頃には、 でした。山口の地を踏み、山口の に託しての一泊二日の今回の研修 三歳児クラスのわがまま姫を主人 てから頂戴した岡庁研・社頭講話 た四十六日目の修了証と、帰省し た。小説のような文章ではなく、 反省です。まず、講録の作成が、 た時間内で話さなければなりませ す。講録も自分で作り、決められ な、研修会の真剣な空気に、スッポ 達のことを忘れさせてしまうよう 家庭のことは、すっかり忘れてし アイルに納めました。 ん。私は、岡山県の社頭講話研修 年生のやんちゃ盛りと、保育園 話し方、話す姿勢、話すスピー 私事ではありますが、小学校! 化活動としてはB4版二つ折りの 派な参集殿が建立されている。

去る五月三十一日、教化委員会

●三次の教化実践二社視察

教化委員会神社視 修

事業部 浩司

神社 (三次市畠敷町)、鷺神社 房を経由して広島県三次市の熊野 同道のもと、バスにて岡山から北 あったが、湯浅庁長、小川副庁長 合わせて二十六名参加の下行われ 研修が教化委員・青少年対策委員 事業部主催による恒例の神社視察 (三次市十日市町) の二社を訪ね 当日は朝からあいにくの雨天で

緒を流していたが、プロと思われ されたスピーカーから、神社の由 拝の前に拝殿前の樹木の中に設置 えを受け、正式参拝を行った。 は一○○名、その総代が入れる立 説明で音質も申し分なく、多人数 したばかりの小原義識宮司 た小原義雅宮司の後任として就任 た。氏子は約二四〇〇戸で、総代 の参拝者には一つの方法と思われ る女性の声で、分かり易く簡略な 熊野神社では、四月に急逝され の出迎 参

H

どがあり、 年のシラカシ(県天然記念物) 造りの宝蔵(県重文)や樹齢二百 仕している。また、境内には校倉 内の清掃や祭典の手伝いなどを奉 志による敬神友の会を設立し、 社報を年一回発行、 神社の歴史が感じられ また、 、氏子有 な 境

る を着けて舞う「鷺舞」が奉納され 具合によりその年の稲の豊凶を占 年後の元旦に掘り出し、その出来 元旦に本殿西北に壷酒を埋め、 近となっている。特殊神事として 鎮座しており、小高い丘の頂上付 げた。この神社は植松古墳の上に 宮司の太鼓の音に合わせ玉串を捧 昼食後、 の水無月の大祓式には鷺の衣装 「世量酒神事」また、六月三十 鷺神社に正式参拝し、

った。 のがあることが興味深い研修とな 社は二社共太鼓を打つ風習があ 今回の神社視察研修に訪れた神 当県北部の風習と相通ずるも

山

て面白いなあ~」と居合わせた他



足髙神社宮司

旅に出て楽しくなくては面白く

ない! 岡山の団体が来てる」「岡山弁っ 田」そっくりで、空港などでの岡 赤松さんは、漫才師「アホーの坂 端麗の姐御さん。二号車添乗員の 添乗員の赤木さんは、自称、 った。私がお世話になった一号車 バス二台づつ計四台での旅が始ま 廻り、西廻りと二つに分かれ、各 秋田両県を巡った。一班の内で東 くまで堪能できた。一班の参加 た。楽しくて実に面白い旅が心ゆ 光サービス(株)岡山支店主催 (五月十日から十二日) で青森・ 東北の旅・参拝旅行」に参加し 私は岡山県神社庁企画、 弁丸出しの案内ぶりに、 名鉄観 容姿

> 県の人達は楽しげに見ていたが、 ずかしくもあった。 岡山県人の我々にはちょっぴり恥

うな女性で「静」そのもの。 ドは「真面目」が服を着ているよ の旅を楽しんだ。 ンビ嬢の案内により、 で生まじめ一辺倒の現地バスガイ ならば、ガイド暦が長く知識豊富 (岡山弁) と静 添乗員の笑い満載の話術が (秋田弁) の名コ 東北三日間 動

氏子さん達をお誘いして参加 神賑祭があったので嬉しくなり、 らも行く機会がなかった東北地方 地である。今まで気にかかりなが 田県)「飛沢神社例祭」(山形県) 祭」(青森県)、「沼入り梵天」(秋 世界遺産に登録された「白神山地」 出る。平成五年に屋久島とともに をいろいろ欲張ると相当な量にな 行が多い。カメラニ~三台、 った。次に、奥入瀬渓流の総延長 めたが、ガスがかかって残念であ た。一日目、最初の目的地である の今回の旅程の中に、岩木山神社 などは、ぜひ一度見学したい候補 にくくなったが、マイカーで旅に が、私はカメラを担いでの撮影旅 十和田湖を小雨降る発荷峠から眺 「名川の春祭り」「岩木山神社神賑 旅には色々な楽しみ方があ 加齢とともに遠くへは出掛け

(13)

手

水をつかい拝殿に辿り着

さんは岡山かね?」と聞かれた。 るポイントを見る事ができ、 前の付いている滝だけでも十六ヶ の美しさは見事であった。奥入瀬 十四㎞の歩道を散策した。大小名 「どうして分かったん」 休憩所売店のおばさんに、「皆 ポスターなどに紹介されてい

ると全国各地からお客さんが来る て大笑いした。 てもおえりゃあせんよ」と言われ 「岡山弁使ってるもん、ここにい 一日目は早朝の十和田湖遊覧で 岡山の人はすぐ分かる。隠し

で最も興味をそそられる岩木 始まった。この後は、今回の旅程

む。途中に大きな禊所があり、 たりから山頂にかけ残雪に覆 であった。岩木山は八合目あ らしい季節に巡り合えて幸運 可憐な白い花が満開で、素晴 ミングそのままに、リンゴの 動の為、東北道を利用し大鰐 が途中まで出迎えて下さり われ美しい山である。鳥居を いろいろ説明を聞きながら准 くぐり参道を進むと禰宜さん 山と三内丸山遺跡である。 ICを出て岩木山神社迄の道 メートル余りの長い柄杓で 「アップルロード」はネー

> 露して下さり、 下山の際には各々囃子唱文があ とに団体で参拝する行事で、登山 謝と祈りを込め山頂奥宮に村落ご の稲穂の波打つ頃、五穀豊穣の感 賑祭のお話を伺った。旧暦八月秋 式参拝の後、禰宜さんから奥宮神 来の神社を彷彿とさせられた。 とローソクの灯に頼るのみで、 の配線など一切使用出来ず自然光 重要文化財。 方独特のもので、社殿は朱塗りで その登山囃子を素敵な咽で披 注連縄のくくり方などこの 徹底管理の下に電気 一同感激でいっぱ 古 Œ.

いになった。



が付いたらしい。 薬研に似ていたところからその名 く器具の名前で、温泉の湧出口が る。薬研(やげん)とは薬種を砕 静かな薬研温泉郷のホテルであ 今夜の宿は、 原生林に囲まれて た。 の専門的な技術や高度な文化を持 きる公園として、 では縄文時代の 重な国の特別史跡である。青森県 った縄文人の生活具現の出来る貴 れていたことがわかる。漆器など が出土し、遠方との交易が行なわ 縄文時代の遺跡・三内丸山遺跡 ヒスイ、 コハク、黒曜石など 「むら」を体験で 整備を進めてい

> りの姿が繰り広げられてきた。 庶民信仰のもとに、さまざまな祈

集

参拝である。

一千年の永きに亘る

人が死ねばお山

(恐山) に行く」

置する霊峰・日本三大霊山の恐山

三日目は、

下北半島の中央に位

合時間まで間があるので茶店でラ



ああ、岡山か」・・・ 「長門勇の国だよ」 ちらも調子を合わせて

備中国だよ_

「びっちゅう!備中って何処?」

をした。

「お客さん、どこの国の人だね」

-おっと、どこの国?と来た―こ

出来るまで店のおばさんと色々話

メンを食べる事になり、支度が

特別史跡 三内丸山遺跡 大型掘立柱建物

店のおばさんに、「はよう~しね かない。 ~」が分かったかどうか、解説す はよう~しね~」 ったら集合時間まで、あと三分し 同大笑い。ラーメンを食べ終わ 間に合わんよ。

ろう。 松両添乗員さんの大奮闘により、 印象深く、 かつて参加した旅の中でひときわ は参加者全員の協力と、赤木・赤 楽しい旅は心を癒す。今回の旅 生涯忘れる事はないだ

る時間もなく、バスへと急いだ。

加したいと思っている 次回の企画は何処?又、 ぜひ参

地

神社名 島神社 神

> 本兼務職 禰宜

職

16・5・5 上房郡賀陽町大字上竹

天 小

本 本

大塚 武 氏

真 発 順 名 神

職

任 免

就任発令の部

川頌三	唐川	兼宮司	荒神社	浅口郡金光町大字占見	16 6 · 23	
井孝	今	本宮司	藤田神社	岡山市藤田 :	16 6 ·	
浅倉美奈子	浅	本禰宜	吉備大臣宮	小田郡矢掛町東三成	16 • 4 • 15	
村友希	石村	本 権禰宜	阿智神社上	倉敷市本町	16 • 4 • 15	
井満崇	石井	本禰宜	御王神社	上房郡賀陽町大字上竹	16 4 • 1	
小橋万里子	小	本 権禰宜	八田神社	吉備郡真備町大字箭田	16 4 ·	
倉紀正	屯倉	兼宮司	千次神社	邑久郡牛窓町千手	16 4 • 1	
倉紀正	屯倉	兼宮司	荒神社	岡山市上阿知	16 4 • 1	
倉紀正	屯倉	本宮司	春日神社上	岡山市上阿知	16 4 • 1	
室晶史	山室	本 権禰宜	吉備津彦神社 七	岡山市一宮	16 4 ·	
手澄	溝手	本 権禰宜	船川八幡宮 七	新見市新見	16 1 10	
山室真佐夫	Щ	本宮司	大神社	川上郡川上町大字仁賀	15 12 · 23	
邊英史	渡邊	本 権禰宜	甲山八幡神社	井原市西江原町	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	荒神社	後月郡芳井町大字吉井	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	八幡神社	後月郡芳井町大字川相	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	日吉神社	川上郡川上町大字臘数	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	八幡神社	川上郡川上町大字地頭	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	八幡神社	川上郡川上町大字七地	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	八幡神社	川上郡川上町大字三沢	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	明剱神社	小田郡美星町大字黒木	15 · 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	八幡神社	後月郡芳井町大字種	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	諏訪神社	川上郡川上町大字高山	15 12 · 23	
室宣也	山室	兼宮司	木野山神社 並	川上郡川上町大字仁賀	15 12 · 23	
室宣也	山室	本宮司	天神 社工	後月郡芳井町大字吉井	15 12 · 23	
越英樹	馬越	本宮司	金切神社工	井原市神代町	15 12 · 23	
小笠原宗壽	小	兼宮司	素盞嗚神社 芘	倉敷市藤戸町藤戸	15 12 · 11	
小川浩太郎	小	本 権禰宜	大浦神社上	浅口郡寄島町	15 · 12 · 10	
氏名		本兼務職	神社名	鎮座地	平成年月日	

退任発令の部

15 15 15 15 12 12 12 12 12 12 12 13 23 10 倉敷市藤戸町藤戸 排原市神代町 鎮 座 地	金切神社名	社 社 社 本 本 兼	本兼務職
· 23 23 井原市神	切 切 神 神	計 計	
15 · 12 · 23 川上郡川上町大字仁賀	大神	社	本
15・12・23 川上郡川上町大字仁賀	大神…	社	本
16 2 26 岡山市原尾島	小島神	社	本
16 3 · 31 岡山市上阿知	春日神	社	本
16 . 5 . 5 上房郡賀陽町大字上竹	天神	社	本
16 · 6 · 22 岡山市藤田	藤田神:	社	本

16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	16 6	平成年月日
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	믜
上房郡賀陽町大字上竹	浅口郡金光町大字占見	浅口郡金光町大字占見新田	浅口郡金光町大字占見	浅口郡金光町大字占見	浅口郡金光町大字占見新田	浅口郡金光町大字占見新田	浅口郡金光町大字占見新田	浅口郡金光町大字占見	浅口郡金光町大字占見	浅口郡金光町大字占見	浅口郡金光町大字占見	鎮座地
天	荒	荒	荒	天	六	天	大	山	大	荒	厄	
神	神	神	神	満神	神	満神	森神	神	川 神	神	神	神 社 名
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	_
宮司代務者	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	宮司	本兼務職
石井	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	唐川	氏
紀之	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	頌三	名
												_

四月十日

十二月五日

川ノ上一博

長尾威都喜

主事補に任ずる

十月二十日 十月一日 ◎直階 四月十日

階 位 授

◎浄階 ◎正階 三月一日

笹井

和男

十二月二十日 十月十日 (無試験検定)

小川浩太郎

一月三十日

小笠原明道

恒則 満崇

三月二十日

田本 中村

渡邉

岩井 今井 長尾威都喜 秀勝

宗男

四月十日 三月十日 |月||十日 一月三十日

坪田

◎権正階 【無試験検定】

十二月二十日

屯倉

六月一日

主事に任ずる

事務局長心得を命ずる

庁 辞

十月五日

三月一日 垂水神社名誉宮司の称号を授ける 築澤 慧

神職身分一級とする 和男

神社庁辞令

四月二十日

嘱託

清水美代子

杉田 節子

(拝殿他改築)

)財産処分

四月三十日 録事に任ずる

主事補

願により主事補を免ずる

瀧本 文典

久米郡久米町

十二月二十五日

瀧本

三月十九日

(境外地売却

(道路用地として売却)

笠岡市横島

平成十五年十二月一日

平成十六年五月三十一日

平成十六年六月三十日 平成十五年十二月一日

十月三十一日 ◎規則変更

岡山市奥市 (第二条変更)

岡山県神社庁

日

十二月

役員会 月次祭

三月十二日 小田郡美星町

明剱神社

臨時協議員会 青少年対策委員会

山王神社

十六日 十一日 八日 日

久米郡久米南町 四月十六日

津山市楢

二十六日 十七日

ご用納め

女子神職会清掃奉仕 教化教宣部会

◎主要建物改築及び模様替え

邑久郡邑久町 一月三十日 豊原北島神社

山尾神社

道通神社

月

五日 十五日 敬神婦人連合会監査会 新年祭・ご用始め

十九日 役員会 神青協役員会

二 十 日 二十七日 二十一日 役員会 庁舎建設常任委員会 祭祀常任委員会

教化教宣部会

祭祀委員会

教化事業部会 組織改革委員会

三十日

月次祭 祭祀祭式部会

六日 日日

十三日 祭祀常任委員会

十六日

財務委員会

十八日 十六日 十九日 二十七日 二十日 財務委員会 中国地区連絡会議 中国地区連絡会議 組織改革委員会 教化常任委員会 日神社本庁

教化教宣部会

三月

六日

特殊神事活動報告会 神殿祭・役員会

十二日 八日 四日

教化広報部会 特殊神事部会

二十六日 二十五日 二十三日 巡回神道講演会 初任神職研修講師会議

役員会 巡回神道講演会

三十一日

月次祭 四月

二十四日

財務委員会

神青協役員会

日

氏青神青合同会議 大麻頒布推進委員会 神青協役員会

八日 六日 五日

敬神婦人連合会総会 庁舎建設委員会

十二日

二十三日 十六日 二十日 神楽部監査会 岡山県神社関係者大会 祭祀祭式部会

研修所会議 組織改革委員会

十日~十二日(九日~十一日)

祭祀祭式部会 月次祭

春の参拝旅行 (一次)

十三日

直階講習講師会議

二級伝達式

十九日 十七日 十四日 神政連講演会 大麻頒布常任委員会

十九~二十一日 女子神職役員会 教化常任委員会

> 協力をお願いしたい。 る。各宮司さんの積極的な 年度は百社を追加予定であ 社は四百六十社あまり。今 るようになる。現在掲載神

二十四日~二十六日 春の参拝旅行 <u>三</u>次

本庁評議員会

二十九日 一十七日~二十八日 役員会 初任神職研修 (前半)

神社庁閉庁のお知らせ

中国地区神社庁職員研修のため

9月27日 ~ 29 日

三十一日 教化委員会 神楽部総会 神社視察研修旅行

三十日

六月

二日~三日

支部長懇話会

二十六日 財務委員会 教化事業部会

八日 七日

三十日

総務委員会

五月

二十八日

岡山県女子神職会総会

教化教宣部会

総務委員会

二十五日 二十三日 十五日~十六日 協議員会

四日 青少年対策委員会 社頭レクリエーショ

祭祀祭式部会 同特殊神事部会

教化教宣部会

役員会 社頭講話研修会

十二日

教化広報部会 初任神職研修 (後半)

> にすぐに答えることができ 成すれば、この問い合わせ

全ての包括神社を掲載し完 社庁ホームページが、県内 いうものである。岡山県神 氏神様はどこでしょう」と でも多いのが「○○地区の

は閉庁致します。

>今号は神社庁規則をはじめ ものについては次号に掲載 別刷りとなった。記事が少 事が多く、役員他の名簿は 掲載しなければならない記 させて頂くことを御理解賜 心苦しい。時期を逸しない た記事が掲載されないのも が、多すぎてせっかく頂い なくて苦労するのも困る

◆神社庁への問い合わせの中 編 集後記

りたい。 広報部長